

川西市告示第80号

川西市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和62年川西市条例第21号）第11条第2項及び第12条第2項の規定に基づき、放置自転車等を保管したので、同条例第13条第1項及び川西市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和62年川西市規則第30号）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年8月14日

川西市長 越田 謙治郎

記

1. 移動した理由 自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の放置
2. 移動した区域 別紙のとおり  
および年月日
3. 保管場所 川西市多田桜木2丁目9番11号  
川西市放置自転車保管センター
4. 保管期間 令和7年9月13日まで
5. 返還時間 月・火・木・金・土曜日  
午前10時から午後5時30分まで  
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)
6. 返還を受けるための手続
  - (1) 申請場所 川西市多田桜木2丁目9番11号  
川西市放置自転車保管センター
  - (2) 持参するもの
    - ア 住所及び氏名を証明するもの
    - イ 自転車等の利用者又は所有者であることを証明するもの
    - ウ 移動費用 自転車1台につき 3,000円  
原動機付自転車等1台につき 5,250円
7. 引取りのない場合の措置（処分）

この告示の日から起算して1箇月経過後処分する。
8. 連絡先 川西市放置自転車保管センター  
電話 072(793)4510

## ○移動した区域および年月日

【別紙】

移動した区域	移動台数	年月日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 3台	令和7年7月1日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年7月3日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 4台	令和7年7月4日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 4台	令和7年7月5日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台	令和7年7月7日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年7月8日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年7月10日
	原動機付自転車 1台	
清和台東2丁目・4丁目 周辺	自転車 2台	令和7年7月10日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台	令和7年7月11日
	原動機付自転車 1台	
久代1丁目2-12 地先	自転車 1台	令和7年7月11日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年7月12日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年7月14日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 4台	令和7年7月15日
	原動機付自転車 1台	
西日本旅客鉄道 川西池田駅周辺	自転車 1台	令和7年7月15日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年7月18日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 3台	令和7年7月22日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 3台	令和7年7月25日
	原動機付自転車 1台	
	原動機付自転車 1台	
西日本旅客鉄道 北伊丹駅周辺	自転車 6台	令和7年7月25日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年7月26日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台	令和7年7月28日
	原動機付自転車 1台	
西畦野1丁目14-10 地先	自転車 1台	令和7年7月29日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台	令和7年7月31日
	原動機付自転車 1台	
	総計(自転車) 47台	
	総計(原付自転車) 1台	